

令和2年9月17日

関係者の皆様

東京海洋大学
施設課
人事課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入構制限措置等の実施について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制することを目的として、入構制限等の措置を実施しているところですが、新型コロナウイルス対策本部会議(令和2年9月14日)において、10月1日(木)より学内者の入構制限を解除し、学外者に限り10月31日(土)まで入構制限を延長することが決定いたしました。つきましては、10月1日より正門のみ開門いたしますので、学生、関係者の皆様におかれては、正門付近では混雑が予想されますのでソーシャルディスタンスを保てるよう距離を開けて入構して下さい。今回の実施の趣旨を御理解いただき、当該措置に御協力いただくようお願い申し上げます。

なお、当該措置については、今後の情勢等により延長する可能性もありますので、予めご了承ください。

記

■ 入構制限緩和期間 令和2年10月1日～10月31日（正門のみ開門）

■ 教職員

・「職員証」提示で入構

■ 学生・大学院生・留学生

・「学生証」提示で入構

■ その他(業者・楽水会・NPFC・派遣職員等)

・正門で手続きを行い「臨時入構証」を発行し入構

■ 自動車通勤の取扱い（令和2年12月末日まで継続）

・既発行者は「駐車許可証(臨時)」提示で入構

・未発行者は、正門で手続きを行い「駐車許可証(臨時)」を発行し入構

※ 発行済みの「臨時入構証」に記載の有効期限について、延長期間内の有効期間に読替え、正門での再手続の必要はありません。